

(別表1)

会費の額及び払込の方法並びに納期

1. 会費の額

均等割		資本金割		従事者割			
口数	会費月額(円)	資本金(万円)	口数	会費月額(円)	従事者数(人)	口数	会費月額(円)
6	600	300未満	2	200	2人以下	1	100
		300～500未満	4	400	3～5人	3	300
		500～1,000未満	7	700	6～10人	6	600
		1,000～2,000未満	10	1,000	11～30人	10	1,000
		2,000～5,000未満	15	1,500	31～50人	15	1,500
		5,000～10,000未満	20	2,000	51～100人	20	2,000
		10,000以上	25	2,500	101～300人	25	2,500
					300人以上	30	3,000

(注)

- ① 1口の額は100円とする。
- ② 資本金は毎年12月31日現在の払込資本金とし、市外にも事業所を有する企業(法人)については、次により算定した額を会員の資本金額とみなす。

$$\text{資本金額} \times \frac{\text{市内事業所総従事者数}}{\text{総従事者数}}$$

- ③ 従事者数は毎年12月31日現在の常時使用者数で、個人会員は、事業主、家族従事者(給与、専従者給与を受けている者)を、法人会員は常勤役員(臨時及びパート、見習は含まない)を含む。
- ④ 金融機関 50口
- ⑤ 本商工会の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体(20口)
 - ① 相互会社
 - ② 中小企業等協同組合
 - ③ 公社
 - ④ 青色申告会
 - ⑤ 法人会
 - ⑥ スタンプ会
 - ⑦ 商店会
 - ⑧ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人
 - ⑨ 医療法人
 - ⑩ 社会福祉法人
 - ⑪ 産学連携・商工会事業等に関わる学校法人
 - ⑫ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、一般社団法人、公益社団法人
 - ⑬ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、一般財団法人、公益財団法人
 - ⑭ 地域経済の振興等に資する無限責任中間法人
 - ⑮ まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- ⑥ 商工会青年部、女性部の部長及び副部長は6口とする。
- ⑦ 大型店 第1種(3,000㎡以上) 売場面積 1㎡当り月額 10円
第2種(500㎡～3,000㎡未満) 売場面積 1㎡当り月額 7円
- ⑧ 特別会員 同規模程度の企業に準ずる。
- ⑨ 事業年度の途中において加入した会員については、加入した月以降の月割計算によって算出する。

2. 会費の払込の方法及び納期

- ① 払込の方法は、預金口座自動振替又は銀行口座振込みとする。
- ② 会費の納期は年2回 6月と11月に納入する。